

## 利用料金について

( 別 紙 )

### 介護保険の利用料金

#### (1) 訪問看護等サービスの基本料金

サービス内容	区分	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満 (訪問看護 I 1)	要介護 (要支援)	314 (303)	3205 円 (3093 円)	321 円 (310 円)	641 円 (619 円)	962 円 (928 円)
30分未満 (訪問看護 I 2)	要介護 (要支援)	471 (451)	4808 円 (4604 円)	481 円 (461 円)	962 円 (921 円)	1443 円 (1382 円)
30分～60分未満 (訪問看護 I 3)	要介護 (要支援)	823 (794)	8402 円 (8106 円)	841 円 (811 円)	1681 円 (1622 円)	2521 円 (2432 円)
60分～90分未満 (訪問看護 I 4)	要介護 (要支援)	1128 (1090)	11516 円 (11128 円)	1152 円 (1113 円)	2304 円 (2226 円)	3455 円 (3339 円)
理学療法士等による 訪問の場合 (1回につき)	要介護 (要支援)	294 (284)	3001 円 (2899 円)	301 円 (290 円)	601 円 (580 円)	901 円 (870 円)

※リハビリのみご利用の場合、3か月に1度、看護師訪問(30分)が必要となります。  
 ※リハビリにおいて以下の①、②のいずれかに該当する場合は、1回につき8単位の減算。要支援の利用者様について12か月を超えて訪問を行う場合は更に15単位の減算となります。

- ①前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問回数が、看護師による訪問回数を超えている場合
- ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合

#### (2) 追加料金・加算料金がかかる場合

・夜間・深夜・早朝の訪問

ご利用者様事由により通常営業時間外の訪問となった場合は、時間帯により以下の料金を申し受けさせていただきます。

**【夜間 18:00～22:00 料金＝基本料金の25%加算金額】**

**【深夜 22:00～6:00 料金＝基本料金の50%加算金額】**

**【早朝 6:00～8:00 料金＝基本料金の25%加算金額】**

※緊急時対応のご契約をいただいているご利用者様において、1か月以内の2回目以降の緊急時訪問については、夜 18:00 ないしは朝 8:00 以前の訪問時に、夜間・深夜・早朝割増料金がかかります。

#### (3) 初回加算

過去2か月間において、当ステーションから(医療保険の訪問看護を含む)訪問看護の提供を行っておらず、新たに訪問看護計画を作成した利用者様につきましては、初回の訪問看護を行った月に初回加算を1回算定させていただきます。

また、ご利用者様の介護度区分変更の結果、要支援から要介護へ、または要介護から要支援へ変更となった際、新たに訪問看護計画書を作成した上で、区分変更後の初回の訪問看護をおこなった月に初回加算を1回算定させていただきます。

退院又は退所した日に初回訪問をした場合は初回加算(Ⅰ)を、退院または退所した日の翌日以降に初回訪問した場合は初回加算(Ⅱ)を算定いたします。

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算(Ⅰ) 退院日に訪問	350	3573 円	358 円	715 円	1072 円
初回加算(Ⅱ) 退院日の翌日以降に訪問	300	3063 円	307 円	613 円	919 円

#### (4) 緊急時訪問看護加算

	単位数/月	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） ※①のみに該当	574	5800円	586円	1172円	1758円

※訪問が発生した場合、緊急時訪問看護加算料金の他に、訪問ごとに基本料金（2回目の緊急対応から夜間・深夜・早朝の追加加算）が発生する場合があります

#### (5) 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院、入所中のご利用者様に、当ステーションの看護師等が主治医の先生等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合には、退院後初回の訪問看護の際に1回（特別な管理を必要とする方は2回）退院時共同指導加算を算定させていただきます。（初回加算を頂く場合には算定いたしません）

	単位数/回	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	600	6126円	613円	1226円	1838円

#### (6) 特別管理加算

訪問看護において特別な管理を必要とされるご利用者様（厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者様に限ります）には、計画的な管理をおこないます。

	単位数/月	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算（Ⅰ）	500	5105円	511円	1021円	1532円
・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態					
	単位数/月	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算（Ⅱ）	250	2552円	256円	511円	766円
・在宅自己腹膜還流指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態					

#### (7) 専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門および人工膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算算定させていただきます。

	単位数/月	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
専門管理加算	250	2552円	256円	511円	766円

#### (8) 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象のご利用者様で、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、1回あたりの基本料金に加算算定させていただきます。

	単位数/回	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
長時間訪問看護加算	300	3063円	307円	613円	919円

### (9) 複数名訪問看護加算

同時に複数の看護師等により訪問を行う必要があり、厚生労働大臣が定める基準のいずれかに該当する場合は、ご利用者様やご家族様に同意を得た上で、1回あたりの基本料金に加算算定させていただきます。

		単位数/回	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254	2593円	260円	519円	778円
	30分以上	402	4104円	411円	821円	1232円

#### ※厚生労働大臣が定める基準

- ①利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他、利用者様の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合

### (10) ターミナルケア加算

終末期の利用者様で、逝去日及び逝去日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定いたします

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
ターミナルケア加算	2500	25525円	2553円	5015円	7658円

### (11) 看護体制強化加算 ※予防訪問看護は対象外です

	単位数/月	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制強化加算（Ⅰ）	550	5616円	562円	1123円	1685円
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2042円	205円	409円	613円

### (12) 介護職員等処遇改善加算

一月当たりの所定単位×1.8%×10.21（円）

## 医療保険の利用料金

医療保険適用の対象者について

- (1) 介護保険証をお持ちの方でも、
  - ・40歳未満の方
  - ・要介護認定および要支援認定で非該当と判定された方
  - ・厚生労働省の指定する疾患(※該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方
  - ・主治医より頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた方
- (2) 医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。
- (3) 標準の訪問時間は1回の訪問につき30分～90分程度です。

※厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。

(イ) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・

- ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
- (ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

(1) 訪問看護等サービスの基本料金

訪問 1 回目に対して基本療養費と管理療養費を合わせた金額が基本料金となります。管理療養費は月の初日の訪問と 2 回目以降で料金が異なります。

		10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本療養費 I	週 3 日まで (看護師)	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
	週 4 日以降 (看護師)	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
	リハビリ (TP・OT・ST)	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人口膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の場合	12850 円	1285 円	2570 円	3855 円



		10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7710 円	771 円	1542 円	2313 円
訪問看護管理療養費	月の 2 日目以降	3010 円	301 円	602 円	903 円

(2) 訪問看護管理療養費に追加される加算

① 難病等複数回訪問加算

難病等の利用者に対して、1 日に複数回の訪問看護を行った場合に算定します。1 日で 2 回目以降のサービスには前述の基本料金がかからず、以下の加算が発生します。

		全額負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回 (同一建物 2 人以下)	4500 円	450 円	900 円	1350 円
	1 日 3 回以上 (同一建物 2 人以下)	8000 円	800 円	1600 円	2400 円

② 緊急訪問看護加算

利用者様やご家族等からの要請を受けて計画外の訪問を行った時に算定します。

		全額負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目まで	2000 円	200 円	400 円	600 円

③ 長時間訪問看護加算

特別な管理を必要とする利用者様に対して、1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供した際に算定します。

		全額負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
長時間訪問看護加算		5200 円	520 円	1040 円	1560 円

④ 夜間早朝訪問看護加算・深夜訪問看護加算

午後 6 時～翌午前 8 時までの時間帯に指定訪問看護を行った際に算定します。

		全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
夜間早朝訪問看護加算	18時～22時まで、6時～8時まで	2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22時～6時まで	4200円	420円	840円	1260円

⑤複数名訪問看護加算

			全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問看護加算	看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と同行	同一建物に2人以下	4500円	450円	900円	1350円

※厚生労働大臣が定める場合：末期の悪性腫瘍、神経難病等、特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる、身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる。その他の利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

1か月に1回ご請求		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算（ロ）	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間（90分以上）行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料（I）	月1回	1050円	105円	210円	315円
訪問看護医療情報連携加算	月1回	1000円	100円	200円	300円
訪問看護物価対応料（1日につき）イ：月の初日の訪問の場合		60円	6円	12円	18円
ロ：月の2日目以降の訪問の場合		20円	2円	4円	6円

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

(3) その他の料金（全額自己負担）

①死後の処置料（エンゼルケア）8000 円（税別）

訪問看護を利用されている利用者様が在宅で死亡診断を受け、その後の処置を希望される時は、保険外で看護師がケアを行います。

②キャンセル料 500 円/回

ご予約などで訪問看護サービスをお休みする際、訪問日当日の朝 9 時までにご連絡がない場合はキャンセル料を請求させていただきます。ただし、利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセル時の連絡先：090-8508-0253

③時間超過 3000 円/30 分

訪問看護時間 90 分を超えてサービスが必要で、保険適応とならない場合に頂戴いたします。その際には事前に利用者様、家族様のご了承をいただきます。